

「環境負債」

2008.5.23

環境経営学会 鈴木道彦

要旨

地球温暖化、気候変動、砂漠化をはじめ、地球環境は年々悪化している。一旦、悪化した環境を修復させることは技術的に容易ではなく、実施できた場合でも多額の費用を要することになる。その対象は地球規模、地域規模、企業規模などが考えられるが、ここでは、企業規模で修復すべき環境の大きさを企業経営の結果である「企業会計」として、計上、公開する仕組みを研究する。

今回の研究の主体は、企業が環境修復に必要なとする金額（環境負債）を明確にする方法を確立すること、どこまで修復を行うのが妥当であるとの目標レベルを設定すること、そしてこの結果を貸借対照表、決算報告書などの財務会計に反映させ、その企業の真の実力を公開する仕組みを確立することを目標とする。環境省のガイドラインである「環境会計」では反映できていない一段上の仕組みを目指していく。

代表例として最初に「土壌汚染」を取り上げ、早期に汚染修復を実施した場合、あるいは長期に引き伸ばした場合について「企業経営」に及ぼす影響の大きさを「企業会計」で明確にすることを狙う。すなわち、土壌汚染修復が早く進めば、企業にとって保有する土地の資産価値（担保価値）が向上すると共に、大規模な環境事業が増え、経済の活性化が進む効果が見込める。

1、プロジェクトの紹介とテーマアップのいきさつ

(1) メンバー：鈴木道彦[幹事]、村井秀樹（日本大学）、松尾敏行（リコー）、山本勇（アースクリエイト）、菊池武晴（日本政策投資銀行）、黒田邦夫（日本品質保証機構）

(2) キックオフ：2008年2月7日

(3) テーマアップのきっかけ

「サステナブル経営格付/企業診断」の環境側面である「土壌・水質汚染の防止・解消」の中で、2005年度から設問「財務会計への反映」を設定した。企業において修復費用は、1件当たり数千万円から100億円規模になり、企業経営（決算）に及ぼす影響は大きい、そこで経営者、投資家などに判り易く公表できる方法を模索していたところである。

2、企業レベルで環境負債の対象となる分野（日本）

分野	土壌汚染	アスベスト	PCB	処理困難廃棄物
主な法律・規制	土壌汚染対策法 (2003. 2. 15 施行)	石綿障害予防規則 (2009. 7. 1 施行) 安衛法により青・茶石綿は製造・使用禁止	PCB特別措置法 (2005. 10. 1 施行)	特別管理廃棄物処理法

		(1995年) 一部製品を除き製造・使用禁止(2004年)		
技術	土壌入替技術、土壌浄化技術、汚染拡大防止技術など 溶液系、重金属系で異なる	回収作業環境に問題あり、高温焼却処分	高温焼却、化学処理実施中 2004～2017年実施	焼却など複数のプロセスがかかる場合が多い
市場規模	32万ヶ所(13.3兆円)[土壌環境センター]	10万ト/年排出予定(2020～2040年)[環境省]	3万トン(3,000～6,000億円) [農工大細見教授]	不明
課題	除去に時間と費用が多大、法律は敷地外に漏れなければ対策不要	建物、機器、製品の代替化及び処理作業環境に問題発生の可能性大	容器の処理、微量PCBへの対応	専用のプロセスが必要
被害例	含有井戸水を吸引した場合、毒性ありさらに土地資産の減損	近隣居住者、作業員が中皮種ガンによる死亡(約30年後に発生)	ダイオキシンと同様に猛毒性(カネミ油症事件)	

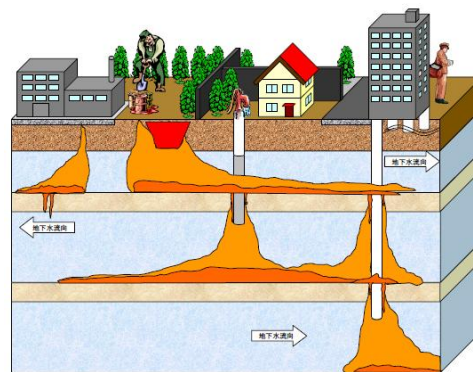
3、土壌汚染の場合

重金属(鉛、砒素、カドミウムなど)による汚染の場合は、比較的拡散が少ないので、限定的な土壌交換を行う。

塩素系有機溶剤(トリクロロエチレン、パークロロエチレンなど)による場合は、図のように拡散し、地下水を汚染し、敷地外に拡大するので、修復に多額の費用と長期間を要する。

日本の法律である「土壌汚染対策法」では、敷地外に汚染が拡大している場合は、またはその恐れがある場合は修復を行う義務がある。

トリクロロエチレン、パークロロエチレン：電子、機械部品の脱脂用洗浄剤、水質汚濁防止法有害物質



図、土壌汚染概念図

4、環境と企業会計

(1) 「環境会計」の運用

環境省『環境会計ガイドライン2002年版』がスタートし、2005年に改訂内部管理手法として、多くの企業が採用しているが主に実施した単年度の経費を集計。

問題点：公表は企業の判断、未実施の環境問題は経費が発生しないので、公表されない。

(2) 「資産除去債務」の会計基準

企業会計基準委員会が公表、2010年に「環境債務」についても実施予定基準が決まれば必ず企業は公表することになる。

問題点：環境以外の資産償却が主体？ 環境のテーマの内容、環境修復目標レベルの検討が必要

(3) 「環境負債」を公表すれば

環境修復が進めば、企業の資産価値が増大、特に土地の場合は担保評価が増大し、資金の調達が容易になり、新旧の事業の切り替えが盛んになる。また長期間にわたる環境修復経費を最小化、仕事を効率化できる。

企業の決算報告書、貸借対照表等からの負債の大きさを判断できるので、投資、融資、企業評価などの情報開示になる

5、日本及び海外における状況

(1) 日本（企業会計基準委員会、環境省）、
「資産除去債務」への計上は2010年4月に適用へ。

(2) 米国

2002年6月に Asset Retirement Obligations (FAS143号) が基準化会計基準として施行、実態は守られていないらしい。

関連法律：土壌汚染/スーパーファンド法（1980年）

1997年までにアスベストの製造・輸入・加工・流通禁止（1989年）

(3) カナダ

米国と同様に実施中

(4) 欧州

調査中

6、今後の研究の方向

(1) 対象とする環境分野の拡大

処理困難廃棄物、放射性廃棄物、CO₂排出量（排出権取引）、

(2) 目標とする環境修復レベル

国内法律、環境先進国の法律、業界基準、先進企業実例、ミニマムコスト

(3) 会計基準への反映

環境会計改訂版、企業会計基準 他

参考文献：

*環境省、「環境会計ガイドライン 2005年度版」、平成17年2月

*光成美樹、「資産除去債務に該当する環境債務の計上について」、みずほ情報総研（株）
2008年3月、(<http://www.mizuho-ir.co.jp/research/aro080331.html>、2008.4.17閲覧)

*企業会計基準委員会、「企業会計基準第18号、資産除去債務に関する会計基準」、平成
20年3月31日

*企業会計基準委員会、「企業会計基準適用指針第21号、企業会計基準適用指針」、平成
20年3月31日

- * 「アスベスト問題の波紋、環境債務年内にも基準案」、『環境新聞』、2007年12月12日
- * 藤井一広、「土壇場で「修正」された環境債務基準」、日経エコロジー、2008年5月
- * 植田敦紀、「環境財務会計の構築と展開」、会計、2008年1月号
- * 河野正男ら、「環境財務会計の国際的動向と基礎概念に関する研究（中間報告）」、日本会計研究学会、2007年9月
- * 環境省、「土壌環境施策に関するあり方懇談会報告」、平成20年3月31日